

令和7年第12回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和7年9月30日（火）午後2時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

教 育 長	平 田 浩 一	委 員	木 下 えり子
委 員	行 合 八 恵 子	委 員	吉 森 啓 司
委 員	池 崎 教 授	委 員	小 林 景 子

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	平 野 貢 司	教 育 総 務 課 長	山 下 鎮 也
学 校 教 育 課 長	福 田 稔	生 涯 学 習 課 長	西 崎 正 和
学 校 給 食 課 長	宮 崎 奈 美	文 化 課 長	小 川 隆 喜
教 育 総 務 課 長補 佐	伊 野 上 乾 悟	学 校 教 育 課 長補 佐	宮 本 美 香
学 校 教 育 課 教 務 係 長	中 原 静 也	生 涯 学 習 課 長補 佐	坂 本 真 理 子
生 涯 学 習 課 中 央 図 書 館 庶 務 係 長	吉 田 悅 子	文 化 活 動 係 長	松 本 博 幸
文 化 課 世 界 遺 境・キ リ シ ン 資 料 館 係 長	松 下 慎 司	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	松 下 美 紀
文 化 課 参 事	林 竜 市		

5 本会議に付した議題等

（1）議題

議第39号 臨時代理事項の承認について
議第40号 臨時代理事項の承認について
議第41号 天草市市費負担教職員の任命について
議第42号 天草市文化財保護審議会への諮問について

（2）協議・報告

（1）令和7年度天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議海外派遣事業について
（2）令和7年10月行事予定について

6 会議の概要

（1）開会

平田教育長： ただ今から、令和7年第12回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

（2）前回会議録の承認

平田教育長： 前回定例会の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。
(全員承認する)

（3）教育長報告

平田教育長： 秋の全国交通安全運動が9月21日から今日まで実施された。各地域では街頭指導が行われているところであり、地域の皆様の見守りに感謝したい。児童生徒の活躍だが、中体連関係では全国大会において倉岳中の笠松さんが、陸上競技共通女子100メートルハードルにて3位に入賞した。文化面では、吹奏楽において県代表として九州大会に出場した本渡南小、本渡北小、本渡中の3校が金賞を受賞、中でも本渡南小と

本渡中は全国大会の出場権を得た。本渡南小は初、本渡中は昨年に続いてである。数少ない九州代表に天草から小・中2校が出場するレベルの高さを感じた。児童生徒の頑張りはもちろんのことだが、先生方の指導、保護者、地域団体の支えに感謝したい。9月27日にはGIGAスクール体験学習会を開催した。保護者・地域の方を対象に、日ごろ児童生徒が授業で使っている端末等のICT機器を体験してもらい、子どもの学びへの理解を深めることを目的にしたもので、市内10会場での開催を計画している。

（4）議題

議第41号 天草市市費負担教職員の任命について

平田教育長： 本日の議第41号については、人事案件であることから議事の順番を入れ替え、本件を最初に審議することとし、本件審議は、天草市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき、秘密会とすることを発議する。これに賛成の委員の挙手を求める。

（全員賛成）

平田教育長： 全員賛成と認め、議第41号の審議は、秘密会と決定する。関係者以外の退席を求める。
【議第41号の審議内容は公開していません】

議第39号 臨時代理事項の承認について

平田教育長： 事務局より説明をお願いする。

山下教育総務課長： 本件については、令和7年9月1日発令の事務局職員の人事異動の発令について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、当該事務について教育長が臨時に代理したので報告を行う。事務局職員の人事異動の承認について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、次のとおり臨時代理する。令和7年8月26日付で、氏名が山川道成、所属は教育部生涯学習課、併任で市民生活部課税課、職名は参事で発令日は令和7年9月1日である。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

木下委員： 併任と言われたが、この時期の異動というのは何か理由があるのか。

山下教育総務課長： 今回、災害があり、災害に関する業務を教育委員会は併任という形で、市長部局は兼務の辞令が出たところである。今回、山川参事は教育委員会所属で併任を受けるために、市長から協議がなされ、教育長が臨時代理したものである。

木下委員： 災害公務にあたらせるということか。

山下教育総務課長： 山川参事については、市民生活部課税課に所属となるため、課税課の事務処理、災害の罹災証明などの業務に取り組んでもらうことになる。

平田教育長： 他になければ、議第39号については承認してよろしいか。

（全員承認する）

議第40号 臨時代理事項の承認について

平田教育長： 事務局より説明をお願いする。

山下教育総務課長： 議会の議決を経るべき議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により、意見を求める必要があるが、令和7年9月2日開会の令和7年第4回市議会定例会に追加提案した、令和7年度天草市一般会計補正予算（第5号）の提出については、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、当該事務について、教育長が臨時に代理したため報告を行う。歳入については、文教施設災害復旧費国庫補助金424万9千円、文教施設災害復旧債360万円、合計で784万9千円の増となる。歳出は、教育振興費525万円、文教施設災害復旧費607万1千円、公立学校施設災害復旧費189万5千円、合計で1,321万

6千円の増額補正となる。詳細については、順次、各担当課より説明を行う。

福田学校教育課長： 本件については、各種大会奨励事業が当初の見込み額を上回る申請が見込まれるため、補正予算をお願いしたものである。これは、本年10月18日に本渡中学校吹奏楽団が栃木県宇都宮市で開催される第73回全日本吹奏楽コンクール中学生の部に、また10月25日に本渡南小学校吹奏楽部が新潟県新潟市で開催される第44回全日本小学生バンドフェスティバルへの出場が決定し、その報償費として1人あたり5万円、2校合わせて105人分の合計525万円を交付するという補正予算となる。

小川文化課長： この事業は、豪雨や台風等により被災した文化施設の復旧を行うための事業で、補正額は607万1千円である。財源は、一部に国庫支出金と市債をあて、残りを一般財源で賄う。補正の理由、内容は、国指定史跡棚底城跡が8月10日から11日にかけての大雨により被害を受けたので、早急に復旧を行うものである。被害の状況は、Ⅰ郭を囲う切岸の吹付土の流出、Ⅱ郭に約13mのクラックが入るなどの被害であり、棚底城跡の災害復旧工事を行うにあたり、工事に係る測量設計委託を実施するため、補正を行う。災害復旧測量設計業務に係る委託料の増額分として、606万円と需用費1万1千円を計上した。

山下教育総務課長： 現年発生単独災害復旧事業（公立学校施設）について説明する。この事業は豪雨により被災した教育委員会が管理する学校施設の早期復旧を図るものである。補正額は189万5千円で、補正後の予算額は189万5千円となる。財源は、現年発生単独災害復旧事業債（起債）を充て、残りを一般財源で賄うこととしている。8月10日からの豪雨により被災した本渡南小学校及び栖本中学校のグラウンド等の復旧工事に係る費用を計上している。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

木下委員： 吹奏楽の全国大会出場は大変嬉しい、報償費が出ることはありがたく思う。本渡中の全国大会は栃木県、本渡南小は新潟県。新潟の方が遠いように思うが、金額が本渡中の方が多いが、それは差し支えないのか。人数によって違うのか。

福田学校教育課長： 遠い近いは関係なく、全国大会出場にあたって1人あたり5万円である。本渡中は55人で本渡南小は50人という、出場できる登録の基準があり、その限度まで支援するため金額の差が出ている。

木下委員： 同じ事業の中で、活動指標の中に社会体育クラブからの出場件数に令和7年度、8年度、9年度と目標値が挙げられている。目標値があるということは、社会体育クラブから全国大会に出場する際も報償費が出ると捉えていいのか。

福田学校教育課長： 活動指標の件数については、全国大会出場だけでなく、県大会から報償費があるため、令和6年度の6件は全て県大会出場の件数になる。活動指標としては5件から10件、15件と設定をしており、全国大会とは限らない。

木下委員： 県、九州、全国に行けば、社会体育クラブにも出るのか。

福田学校教育課長： 現状の制度では出るが、部活の地域移行等も進めているため、移行した場合にどういう取り扱いをするのかは、改めて検討する必要はあると思う。

木下委員： 民間の社会クラブの場合は出るのか。

福田学校教育課長： 元々のサッカーチームなど、スポーツ振興課から金額は違うが報償費、補助金的なものはある。今後、地域展開、地域移行していく中でどのような支援の仕方が必要なのかは、文化活動も含めて検討になってくる。

平田教育長： 他になければ、議第40号については承認してよろしいか。

（全員承認する）

議第42号 天草市文化財保護審議会への諮問について

平田教育長： 事務局より説明をお願いする。

小川文化課長： 本件について、天草市文化財の現状変更については、天草市文化財保護条例第12条

第1項により、あらかじめ教育委員会の許可を受ける必要があるが、その許可にあたっては付属機関である天草市文化財保護審議会に諮問する必要があることから、この議案を提出するものである。諮問の内容は、天草市指定文化財であるアンモナイト化石（天然記念物）の保存活用施設の改修と、天草市指定文化財である対岳桜跡アコウ樹（天然記念物）の剪定を行うにあたり、文化財保護審議会へ現状変更の許可を諮問するものである。

アンモナイト化石は白亜紀後期に堆積した姫浦層群の頁岩に産出するアンモナイト化石である。アンモナイト化石を覗く窓として設置している観察台が、上から光が差し込み観察しやすく、また、ガラス面に結露が付着し保存に悪影響であることから、良好な見学公開環境を作り出すため、施設の改修を行う。覗き窓の上部をアンモナイト型デザインのFRPで覆い、観察時に光が入らないようにする。また、観察時に照明のスイッチを入れることができるようにスイッチの位置を変更する。覗き窓側面は開閉できるようにし、冬季の結露をふき取ることができるようとするものである。

対岳桜跡アコウ樹は、樹齢300年を超えるアコウ樹で、幕末ごろには志柿村庄屋永野氏の別邸があり、対面に雲仙岳を望んだことから対岳楼と名付けられ、当時から当該文化財が自生していたとされている。樹木が成長し、伸長した枝葉によって敷地内外での車両駐車時に接触するなど支障が出ているため、敷地内外の市道域や漁港管理地に伸びている枝葉について、後養生を含め剪定を実施するものである。

平田教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

木下委員： 指定文化財になれば、剪定の場合にも許可がいることを初めて知った。

平田教育長： 天然記念物の剪定の場合は、樹木医に相談が必要なのか。

松本文化振興・文化財係長： 可能な限り樹木医に相談して、伐採の程度にもよるが、大幅な伐採で木の幹等、断面が大きな場合は養生をして、剪定後に枯れないような対応や指導をすることも多い。今回も申請者には養生の指導は行っている。

吉森委員： アンモナイトの新しい設備は設計等を行っているのか。

小川文化課長： 観察台については、光が差し込むのを防ぎ、結露がないように台ごと改修する。

平田教育長： 他になければ、議第42号については承認してよろしいか。

（全員承認する）

（5）協議・報告

（1）令和7年度天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議海外派遣事業について

平田教育長： 事務局より説明をお願いする。

小川文化課長： 本事業は、天正遣欧少年使節ゆかりの地首長会議が3年毎に実施する海外研修である。ゆかりの地関係市町の中学生が相集い、天正遣欧少年使節の偉大な功績やそれぞれの歴史・文化に触れることによって交流の輪を広げ、郷土愛に満ちた人間性豊かな青少年の健全育成を目的として実施している。海外研修への派遣には、市内中学校10校から15名の申込みがあり、選考により男女各1名の2名生徒が参加した。派遣先はイタリアで、期間は8月17日から26日までの10日間で、この研修に随行した文化課の林参事から報告させていただく。

林文化課参事： まず、8月19日に訪れたのは、まずローマ教皇シクストゥス5世の即位式が行われ、天正遣欧少年使節も参加したサン・ジョヴァンニ・イン・ラテラノ大聖堂。ローマで最も古い教会で、豪華な正面口ととにかく大きく広い建物が印象強く、中に入ると左右にイエスの12人弟子たちが並んでおり、光り輝く中央祭壇では、まばゆいばかりの金色のモザイク画があった。次に訪れたのは、ローマのサンタ・マリア・マッジョーレ大聖堂、これもローマ4大教会の1つで、内部には5世紀の美しいモザイク画や天井装飾、貴重な礼拝堂などが数多く保存されていた。午後からはバチカン美術館で、ミケランジェロの天井画や壁画の最後の審判があるシスティーナ礼拝堂を巡った。カトリックの総本山

であり世界最大級の教会であるサン・ピエトロ大聖堂では、壮大なドームの内部装飾が圧巻で巨大なブロンズ製の枠組みや、ミケランジェロの美しい彫刻作品などがあり、その大きさと美しさが印象的であった。8月20日は、午前中に今回の旅のメインとも言えるローマ教皇の一般謁見に参列した。バチカンのサン・ピエトロ大聖堂内の会場では、世界各国からたくさんの巡礼者の方が参加され、教皇ルイ14世が姿を現されたときには大きな拍手と声援の声があがり盛り上がりを見せ、とても感動した。また、このゆかりの地海外派遣事業の中学生グループが一般謁見に参加していたことを、後日、地元バチカンニュースでも取り上げられていた。謁見後に訪れたのは、かつて剣闘士の戦いが行われた闘技場コロッセオで、石とコンクリートで造られた壮大な構造で、映画にも出てくるような剣闘士が戦い何千人もの観客が熱狂した当時の状況を想像しながら見て回った。午後からテレビの泉を訪れ、中央の海の神ネプチューンをはじめとする神々や馬の彫刻など神話の世界が表現されており、美術館のような迫力があった。泉にコインを投げ入れ、願いが叶うというジンクスも実践してきた。次のスペイン広場では、広場の中心に建つバルトルティの噴水やその背後にあるトリニタ・ディ・モンティ教会へと続くスペイン階段を歩きながら見て回った。8月21日は、フィレンツェのウフィツィ美術館でルネサンス美術を代表するレオナルドダヴィンチ、ミケランジェロの作品などを見学した。そのあと、フィレンツェのドゥオモ広場からフィレンツェ最古の橋ヴェッキオ橋やヴェッキオ宮殿を見学し、フィレンツェの街をあとにした。8月22日は、水の都ベネチアで、サンマルコ寺院やドゥカーレ宮殿、リアルト橋などの外観を見て回った。ゴンドラ体験では、街中の川をカヌオーネを聞きながら周遊し、その風景と歌声に感動した。8月23日は午前中にミラノへ移動し、午後から世界最大の司教区ドゥオモを見学し、ゴシック建築の最高峰と呼ばれる豪華な外観や数多くの精巧な彫刻は圧巻であった。次に世界3大歌劇場の1つとされ、オペラ界の最高峰とされるスカラ座を見学した。8月24日最終日はミラノにおいて、班ごとに別れて設定されたチェックポイントの外観の写真を撮ってまわるフォトロゲイニングにて、教会や博物館などを巡りながら、そのタイムを競いあつた。以上が全行程である。

今回、天正遣欧少年使節が440年前に訪れたイタリアの歴史・文化に触れ、その功績を身近に感じられた貴重な経験をすることができた。なお、10月12日にここらで開催する天正遣欧使節をテーマとしたキリストン資料館セミナーのなかで、参加中学生たちによる研修報告と講師の先生や馬場市長とのトークセッションを行う予定としている。

行合委員： 謁見の際の時間はどのくらいだったのか。

林文化課参事： 教皇が来られるまで1時間、謁見が1時間程度であった。

行合委員： 子どもたちにとっては本当に貴重な体験だったと思う。

木下委員： 資料館セミナーは何時からか。一般でも参加できるのか。

林文化課参事： ここらで13時半からである。申し込みについては天草キリストン館にお願いしたい。

池崎委員： 長崎と天草が入っているのは分かるが、宮崎の西都市はなぜ入っているのか。

林文化課参事： ゆかりの地会議は大村市が大村純忠と4少年のうちの1人の千々石ミゲルが過ごした地、西海市が中浦ジュリアンの出身地、雲仙市が千々石ミゲルの出身地、南島原市が有馬晴信を含む4少年が学んだ地、波佐見町が原マルチノの出身地、宮崎県西都市が伊東マンショの出身地、最後に天草市が4少年が帰国後にコレジオで学んだ地ということになる。

（2）令和7年10月行事予定について

平田教育長： 事務局より説明をお願いする。

山下教育総務課長： 10月の行事予定については、3日にリーディングDXスクールの公開授業を本渡中学校、稜南中学校にて開催する。6日に市内教頭・主幹教諭の研修会、9日にいじめ防止

対策審議会、また8日から10日にかけて校長ヒアリングを行う。なお、7日から学校訪問が10日間、また、16日は天草都市中体連駅伝競走大会が予定されている。次回の教育委員会定例会は28日に開催する。

7 その他

平田教育長： その他で事務局や委員から何かないか。

西崎生涯学習課長： 本日配布している読み聞かせボランティア等の表彰について報告させていただく。今回、個人が1人、団体で2団体表彰を受けられた。まず、令和7年度熊本県読書活動推進功労者及び優良読書グループ。こちらの表彰の主催者は熊本県立図書館・熊本県図書館活動振興協議会で、被表彰者が個人の読書活動推進功労者として長野文子様、それと優良読書グループとして倉岳町のシモンちゃん'sである。まず、長野さんは平成21年度からブックスタートに参加いただきており、17年になる。中央図書館で毎月1回、しあわせおはなし会を開催しており、そちらでも読み聞かせやいろんな助言、アドバイス等もいただき、人材育成にも貢献いただいている。シモンちゃん'sについては、平成22年から倉岳小学校を拠点として、月に2回から4回、朝の読書で読み聞かせをしておられる。次に今年度、第58回全国優良読書グループとして、こちらは公益社団法人読書推進運動協議会主催で、栖本町のひまわりの会が受賞された。こちらは、栖本小・中学校で週に1回、朝からどちらにも行かれて読み聞かせをされている。

福田学校教育課長： 学校用教科用図書の採択については、教育長に対する事務委任規則第2条第1項12号の規定により、使用する学校用教科用図書について、教育委員会の議決を得る必要があり、これまで4年周期で採択の年、その後、毎年、来年度に使用する教科書の議決を求めていた。しかし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する施行令の第15条により、法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き4年とする、と規定されており、これは特定の例外を除いて、一度採択された教科用図書は4年間使用されるべきことを法的義務として定めたものとなる。この規定により、今後、通常4年周期で特定の年度にのみ採択を行い、その間の年度は新たな議決を必要としない、として運用してまいりたい。これまでと取り扱いが変わるが、ご理解を賜りたい。

8 閉会

平田教育長： 以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。